

地方独立行政法人神奈川県立病院機構利益相反行為の管理に関する規程 新旧対照表（案）

新	旧	改正理由等
(略) (自己申告) 第 4 条 産学公連携活動を行う場合（次項の規定による自己申告を既に行っている場合で、当該自己申告以降に変更事由がないときを除く。）及び産学公連携活動開始後に自己申告した内容に変更が生じた場合、職員は、本部においては事務局長（組織規程第 7 条に規定する事務局長をいう。以下「本部事務局長」という。）に、病院においては総長等に自己申告を行わなければならない。 2 前項の規定にかかわらず、事務の効率上、本部事務局長又は総長等が定める時期において、本部事務局長又は総長等が必要と認める職員に係る自己申告の確認を一括して行うことが適当であると認められる場合、本部事務局長又は総長等は、職員に対し自己申告を求めることができる。 (本部事務局長又は総長等の措置) 第 5 条 本部事務局長又は総長等は、前条の自己申告の内容を確認し、その結果を通知するとともに、必要に応じて利益相反行為の管理に対する助言又は勧告を行う。	(略) (自己申告) 第 4 条 産学公連携活動を行う場合（次項の規定による自己申告を既に行っている場合で、当該自己申告以降に変更事由がないときを除く。）及び産学公連携活動開始後に自己申告した内容に変更が生じた場合、職員は、本部においては事務局長（組織規程第 7 条に規定する事務局長をいう。以下「本部事務局長」という。）に、病院においては総長等に自己申告を行わなければならない。 2 前項の規定にかかわらず、事務の効率上、本部事務局長又は総長等が定める時期において、本部事務局長又は総長等が必要と認める職員に係る自己申告の確認を一括して行うことが適当であると認められる場合、本部事務局長又は総長等は、職員に対し自己申告を求めることができる。 (本部事務局長又は総長等の措置) 第 5 条 本部事務局長又は総長等は、前条の自己申告の内容を確認し、その結果を通知するとともに、必要に応じて利益相反行為の管理に対する助言又は勧告を行う。	

新	旧	改正理由等
2 本部事務局長又は総長等は、前項の確認及び助言又は勧告にあたっては、次条の規定により利益相反管理委員会に利益相反行為の管理に対する助言又は勧告の必要性等の審査を求めることができる。 3 本部事務局長又は総長等は、職員からの利益相反行為に係る相談に対して、必要な助言を行わなければならない。 4 本部事務局長又は総長等は、第3条第1項に違反している行為又は違反が疑われる行為を掌握した場合、直ちに必要な措置を講じなければならない。 5 本部事務局長又は総長等は、利益相反行為に関する情報の開示請求があった場合、必要かつ合理的な範囲でこれに応じるよう努めなければならない。 (略) <u>(理事長が行う自己申告等)</u> <u>第8条 理事長が第4条に定める自己申告を行う場合、当該自己申告は副理事長に対して行うこととし、第5条第1項の確認及び通知は、副理事長が行う。この場合、副理事長は、本部の委員会に助言又は勧告の必要性等の審査等を求めることができるものとする。</u>	2 本部事務局長又は総長等は、前項の確認及び助言又は勧告にあたっては、次条の規定により利益相反管理委員会に利益相反行為の管理に対する助言又は勧告の必要性等の審査を求めることができる。 3 本部事務局長又は総長等は、職員からの利益相反行為に係る相談に対して、必要な助言を行わなければならない。 4 本部事務局長又は総長等は、第3条第1項に違反している行為又は違反が疑われる行為を掌握した場合、直ちに必要な措置を講じなければならない。 5 本部事務局長又は総長等は、利益相反行為に関する情報の開示請求があった場合、必要かつ合理的な範囲でこれに応じるよう努めなければならない。 (略) (新設)	理事長が研究を行う場合の条を追加

新	旧	改正理由等
(副理事長、本部事務局長又は総長等が行う自己申告等) <u>第9条</u> 副理事長、本部事務局長又は総長等が第4条の自己申告を行う場合、当該自己申告は理事長に対して行うこととし、第5条第1項の確認及び通知は、理事長が行う。この場合、理事長は、本部の委員会に助言又は勧告の必要性等の審査等を求めることができるものとする。 (その他) <u>第10条</u> この規程に定めるもののほか、利益相反行為の管理に関して必要な事項は、理事長が別に定める。 <u>附 則</u> <u>この規程は、令和7年7月1日から施行する。</u>	(本部事務局長又は総長等が行う自己申告等) <u>第8条</u> 本部事務局長又は総長等が第4条の自己申告を行う場合、当該自己申告は理事長に対して行うこととし、第5条第1項の確認及び通知は、理事長が行う。この場合、理事長は、本部の委員会に助言又は勧告の必要性等の審査等を求めることができるものとする。 (その他) <u>第9条</u> この規程に定めるもののほか、利益相反行為の管理に関して必要な事項は、理事長が別に定める。	副理事長が研究を行う場合の文言を追加 条ずれの修正